

群馬県特別準備金積立補助事業費補助金交付要綱

(平成14年12月27日制定)
(一部改正平成16年8月2日)
(一部改正平成18年3月22日)
(一部改正平成20年5月1日)
(一部改正平成22年9月22日)
(一部改正平成25年3月28日)

(趣旨)

第1条 知事は農業関係制度資金の融通の円滑化を図るため、群馬県農業信用基金協会(以下「協会」という。)が実施する特別準備金の積立に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとして、その交付に関しては群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第1条の2 この要綱において、補助金の対象となる「農業関係制度資金」とは、次に掲げる資金(共同利用に供する施設に係るものを除く。)とする。

- 1 農業近代化資金 農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に規定する農業近代化資金
- 2 農業改良資金 農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)第2条に規定する農業改良資金(同法附則第2条第2項の規定により、貸し付けたものに限る。)
- 3 就農支援資金 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)第2条第2項第2号に規定する就農支援資金
- 4 農業経営負担軽減支援資金 農業経営負担軽減支援資金融通措置要綱(平成13年5月1日付け13経営第204号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する農業経営負担軽減支援資金
- 5 畜産特別資金 畜産特別資金融通事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農畜機第4699号)別表第1に規定する畜産特別支援資金

(事業の内容)

第1条の3 この事業は、第1条の2にいう資金に係る協会の債務の保証に関し、当該保証の円滑化を図り、協会の財務基盤の強化を図るため、次の要件を満たすそれぞれの資金に係る特別準備金に群馬県が補助することを内容とする。

- 1 原則として融資対象物件以外の担保及び第三者保証人に依存せずに、適切な経営改善計画を策定した担い手に対して、確実に機関保証を行う制度を確立していること。
- 2 被保証者ごとの通算保証残高が次の金額以下であること。
個人 1,500万円(認定農業者 1,800万円)
法人(任意団体を含む。) 3,000万円(認定農業者 3,600万円)

就農支援資金については 及び にかかわらず、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則（平成7年農林水産省令第3号）第4条第3項に定める金額

- 3 債権保全措置状況によって保証料水準に格差を設けていること。（融資対象物件以外の担保がない場合は、融資対象物件以外の担保がある場合の2倍程度であること。）
- 4 協会と融資機関との間において締結する債務保証契約書において、毎年度、協会の負担に係る求償権償却額の10パーセントに相当する金額を融資機関が協会に拠出することについて定めていること。

（補助対象経費及び補助率）

第2条 この要綱で定める補助対象経費は、協会（以下「補助事業者」という。）が行う別紙（特別準備金の積立て及び取崩しの基準）により計算された特別準備金の積立に要する経費とし、補助率は資金ごとに次に掲げるとおりとする。

- 1 農業近代化資金 補助対象経費の2 / 3
- 2 農業改良資金 補助対象経費の10 / 10
- 3 就農支援資金 補助対象経費の10 / 10
- 4 農業経営負担軽減支援資金 補助対象経費の2 / 3
- 5 畜産特別資金 補助対象経費の2 / 3

（補助金の交付申請書）

第3条 補助事業者は、規則第4条に規定する補助金交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出するものとする。

- 2 前項に規定する申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（概算払い）

第4条 補助事業者は、規則第7条第2項の規定により、概算払い請求書（別記様式第2号）により概算払いの請求をすることができる。

（事業計画の変更）

第5条 補助事業者は、規則第9条第1項第1号の規定により承認を得ようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出するものとする。

- 2 規則第9条第1項第1号で規定する「軽微な変更」とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （1）事業費の20パーセントを超える増減
- （2）別記様式第1号の3の(1)から(3)までの補助金の額のそれぞれ20パーセントを超える増減

（実績報告）

第6条 補助事業者は、規則第11条の規定に基づく実績報告書（別記様式第4号）を補助事業完了後30日以内又は交付決定のあった翌年度4月20日のいずれか早い日までに、知

事に提出するものとする。

(証拠書類等)

第7条 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めることのほか、補助事業等の遂行に関し必要な事項は、知事が必要の都度指示する。

附 則

1 この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

別紙（第2条関係）

特別準備金の積立て及び取崩しの基準

1 特別準備金の積立て

特別準備金の積立額は、前年12月末における農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、農業経営負担軽減支援資金及び畜産特別資金のそれぞれの保証残高及び求償権残高に対応して準備を必要とする、次の1から3により計算される額（以下、「前年12月末保証事故準備必要額」という。）から、前年度末に積み立てた特別準備金の額に前年4月から12月までの償却求償権回収額（基金協会の取得分に限る。以下同じ。）を加算し、前年4月から12月までの特別準備金の取崩額を差し引いて得た額を控除した額（ただし、0より大きい場合に限る。）。

なお、大口個別案件を別途算定する場合は、大口個別案件の保証残高を差し引いた保証残高をベースに算定し、大口個別案件に対応して算出した必要額を加算したものとする。

(1) 債務保証損失引当金見合分

(前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3))

(注1) 自己リスク割合・・・保険に付されているもの 30%
保険及び再保証に付されていないもの 100%

(注2) 当該事業年度前10年間の残高事故率の平均値であり、各年度の
$$\frac{\text{代位弁済額(元本)}}{\text{期首保証残高(実残)}} \text{の平均値}$$

(注3) 当該事業年度前10年間の累計回収率であり、
$$\frac{\text{10年間の累計回収額(元本)}}{\text{10年間の累計代位弁済額(元本)}} \text{により算定}$$

(2) 保証責任準備金見合分

保険又は再保証に付されているもの

(前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 6 / 1000

保険及び再保証に付されていないもの

(前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 1 / 100

(3) 求償権償却引当金見合分

保険又は再保証に付されているもの

(前年12月末求償権残高(償却額を除く)) - 保険金相当額(償却充当額を除く) × 回収不能率(注4)

保険及び再保証に付されていないもの

(前年12月末求償権残高(償却額を除く)) × 回収不能率

(注4) 回収不能率は、求償権の平均回収期間(おおむね10年間程度)における累計回収額(元本)をもとに、次の計算例により算出する。

(平均回収期間を10年間とした場合の計算例)

$$\text{回収不能率} = 1 - (a + b + c) / 3$$

a = 11年前の代位弁済額の前期末までの回収累計(元本) / 11年前の代位弁済額

b = 12年前の代位弁済額の前々期末までの回収累計(元本) / 12年前の代位弁済額

c = 13年前の代位弁済額の前々々期末までの回収累計(元本) / 13年前の代位弁済額

上記の計算が困難な場合は、信用基金の保有するデータを用いることができる。

上記の計算の期間がない場合は、農業近代化資金で得た回収不能率を適用する。

2 特別準備金の取崩し

特別準備金は、次の経費に充てる場合に限り取り崩すことができるものとする。

ただし、イの経費については、アの求償権の回収に係る経費であって、当該求償権の償却に当たり取り崩すものに限るものとする。

ア 求償権の償却に要する経費

イ 求償権の回収に当たり求償債務者が負担すべき費用であって、求償債務者から支払いを受けることができないものの支払いに要する経費(ただし、求償権の回収金の信用基金に対する納付に際し、当該納付すべき額から控除された費用を除く。)

群馬県知事

あて

前橋市亀里町1310番地
群馬県農業信用基金協会
会 長

印

平成 年度群馬県特別準備金積立補助事業費補助金交付申請書

平成 年度において下記のとおり群馬県特別準備金積立補助事業を実施したいので、群馬県特別準備金積立補助事業費補助金交付要綱第3条の規定により補助金 円の交付を申請する。

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 基金協会の債務保証計画

ア 農業近代化資金

(単位：千円)

区 分	前々年 12月末の 保証残高	前年中の増減		前年12月末 の見込 保証残高
		保証引受額	償還等	
～前々年承認分	()	()	()	(0) 0
前年承認分	()	()	()	(0) 0
合 計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

(注) 1 それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を()書きすること。

2 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。

3 千円未満の金額は、四捨五入とする。

イ 農業改良資金

(単位：千円)

区 分	前々年 12月末の 保証残高	前年中の増減		前年12月末 の見込 保証残高
		保証引受額	償還等	
～前々年承認分	()	()	()	(0) 0
前年承認分	()	()	()	(0) 0
合 計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

- (注) 1 それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を()書きすること。
 2 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 3 千円未満の金額は、四捨五入とする。

ウ 就農支援資金

(単位：千円)

区 分	前々年 12月末の 保証残高	前年中の増減		前年12月末 の見込 保証残高
		保証引受額	償還等	
～前々年承認分	()	()	()	(0) 0
前年承認分	()	()	()	(0) 0
合 計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

- (注) 1 それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を()書きすること。
 2 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 3 千円未満の金額は、四捨五入とする。

エ 農業経営負担軽減支援資金

(単位：千円)

区 分	前々年 12月末の 保証残高	前年中の増減		前年12月末 の見込 保証残高
		保証引受額	償還等	
～前々年承認分	()	()	()	(0) 0
前年承認分	()	()	()	(0) 0
合 計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

- (注) 1 それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を()書きすること。
 2 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 3 千円未満の金額は、四捨五入とする。

オ 畜産特別資金

(単位：千円)

区 分	前々年 12月末の 保証残高	前年中の増減		前年12月末 の見込 保証残高
		保証引受額	償還等	
～前々年承認分	()	()	()	(0) 0
前年承認分	()	()	()	(0) 0
合 計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

- (注) 1 それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を()書きすること。
 2 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 3 千円未満の金額は、四捨五入とする。

(2) 融資機関との打合せ会議等開催計画

ア 貸出審査方針打合せ会議

会 議 内 容	開 催 時 期	参 集 者	参集人数	備 考

イ 代位弁済事故発生原因分析及び貸出審査能力向上打合せ会議

会 議 内 容	開 催 時 期	参 集 者	参集人数	備 考

(3) 基金協会の特別準備金積立計画
ア 農業近代化資金

(単位:千円)

区 分	前年12月末 保証事故 準備必要額 (A)	償却求償権 回収額 (1~3月) (B)	取り崩し額 (1~3月) (C)	当年度 積立額 (D=A+B-C)
1 債務保証損失引当金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) ×(自己リスク割合(注1))×(各年度平均残高事故率(注2)) ×(1 - 累計回収率(注3)) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) ×(自己リスク割合(注1))×(各年度平均残高事故率(注2)) ×(1 - 累計回収率(注3)) 大口個別案件に対応して算出した必要額 計	0			
2 保証責任準備金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額)×6/1000 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額)×1/100 計	0			
3 求償権償却引当金見合分 保険に付されているもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く) - 保険金相当額(償却 充当額を除く))×回収不能率(注4) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く))×回収不能率 計	0			
合 計	0			0

(注1) 自己リスク割合・・・保険に付されているもの 30%
保険及び再保証に付されていないもの 100%(以下同じ)

(注2) 当該事業年度前10年間の残高事故率の平均値であり、
各年度の 代位弁済額(元本)/期首保証残高(実残) の平均値(以下同じ)

(注3) 当該事業年度前10年間の累計回収率であり、
10年間の累計回収額(元本)/10年間の累計代位弁済額(元本)により算定(以下同じ)

(注4) 回収不能率は、求償権の平均回収期間(おおむね10年間程度)における累計回収額(元本)を
もとに次の計算例により算出する。

(平均回収期間を10年間とした場合の計算例)

$$\text{回収不能率} = 1 - (a + b + c) / 3$$

$$a = (11年前の代位弁済額の前期末までの回収累計(元本)) / (11年前の代位弁済額)$$

$$b = (12年前の代位弁済額の前々期末までの回収累計(元本)) / (12年前の代位弁済額)$$

$$c = (13年前の代位弁済額の前々々期末までの回収累計(元本)) / (13年前の代位弁済額)$$

上記の計算が困難な場合は、信用基金の保有するデータを用いることができる。

上記の計算の期間がない場合は、農業近代化資金で得た回収不能率を適用する。(以下同じ)

(注5) 大口保証案件に係るものを別途算定する場合は、大口保証案件の保証残高を差し引いた保証
残高をベースに算定し、大口保証案件に対応して算定した必要額を加算したものとする。(以下同じ)

(注6) 千円未満の金額は、四捨五入とする。(以下同じ)

イ 農業改良資金

(単位：千円)

区 分	前年12月末 保証事故 準備必要額 (A)	償却求償権 回収額 (1~3月) (B)	取り崩し額 (1~3月) (C)	当年度 積立額 (D=A+B-C)
1 債務保証損失引当金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 大口個別案件に対応して算出した必要額 計	0			
2 保証責任準備金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 6 / 1000 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 1 / 100 計	0			
3 求償権償却引当金見合分 保険に付されているもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く) - 保険金相当額 (償却充当額を除く)) × 回収不能率(注4) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く)) × 回収不能率 計	0			
合 計	0			0

ウ 就農支援資金

(単位：千円)

区 分	前年12月末 保証事故 準備必要額 (A)	償却求償権 回収額 (1~3月) (B)	取り崩し額 (1~3月) (C)	当 年 度 積 立 額 (D=A+B-C)
1 債務保証損失引当金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 大口個別案件に対応して算出した必要額 計	0			
2 保証責任準備金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 6 / 1000 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 1 / 100 計	0			
3 求償権償却引当金見合分 保険に付されているもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く) - 保険金相当額 (償却充当額を除く)) × 回収不能率(注4) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く)) × 回収不能率 計	0			
合 計	0			0

工 農業経営負担軽減支援資金

(単位：千円)

区 分	前年12月末 保証事故 準備必要額 (A)	償却求償権 回収額 (1~3月) (B)	取り崩し額 (1~3月) (C)	当年度 積立額 (D=A+B-C)
1 債務保証損失引当金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 大口個別案件に対応して算出した必要額 計	0			
2 保証責任準備金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 6 / 1000 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 1 / 100 計	0			
3 求償権償却引当金見合分 保険に付されているもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く) - 保険金相当額 (償却充当額を除く)) × 回収不能率(注4) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く)) × 回収不能率 計	0			
合 計	0			0

才 畜産特別資金

(単位：千円)

区 分	前年12月末 保証事故 準備必要額 (A)	償却求償権 回収額 (1~3月) (B)	取り崩し額 (1~3月) (C)	当 年 度 積 立 額 (D=A+B-C)
1 債務保証損失引当金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 大口個別案件に対応して算出した必要額 計	0			
2 保証責任準備金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 6 / 1000 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 1 / 100 計	0			
3 求償権償却引当金見合分 保険に付されているもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く) - 保険金相当額 (償却充当額を除く)) × 回収不能率(注4) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く)) × 回収不能率 計	0			
合 計	0			0

3 補助金の額の算出

(1) 農業近代化資金

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額(基金協会の取得額)	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	0
F	$A - E$	0
G	$F \times 2 / 3$	0
H	県から内示された額	
I	G又はHのうち低い額(県の補助金)	
J	これまでに請求を保留した県の補助金の額	
K	$I + J$	0

(注) 千円未満の金額は、四捨五入とする。

(2) 農業改良資金

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額(基金協会の取得額)	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	0
F	$A - E$	0
G	県から内示された額	
H	F又はGのうち低い額(県の補助金)	
I	これまでに請求を保留した県の補助金の額	
J	$H + I$	0

(注) 千円未満の金額は、四捨五入とする。

(3) 就農支援資金

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額(基金協会の取得額)	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	0
F	$A - E$	0
G	県から内示された額	
H	F又はGのうち低い額(県の補助金)	
I	これまでに請求を保留した県の補助金の額	
J	$H + I$	0

(注) 千円未満の金額は、四捨五入とする。

(4) 農業経営負担軽減支援資金

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額(基金協会の取得額)	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	0
F	$A - E$	0
G	$F \times 2 / 3$	0
H	県から内示された額	
I	G又はHのうち低い額(県の補助金)	
J	これまでに請求を保留した県の補助金の額	
K	$I + J$	0

(注) 千円未満の金額は、四捨五入とする。

(5) 畜産特別資金

(単位 : 千円)

	区 分	金 額
A	前年 1 2 月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年 4 月から 1 2 月までの償却求償権回収額 (基金協会の取得額)	
D	前年 4 月から 1 2 月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	0
F	$A - E$	0
G	$F \times 2 / 3$	0
H	県から内示された額	
I	G 又は H のうち低い額 (県の補助金)	
J	これまでに請求を保留した県の補助金の額	
K	$I + J$	0

(注) 千円未満の金額は、四捨五入とする。

4 収支予算書

(1) 収入の部

ア 農業近代化資金

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
合 計					

イ 農業改良資金

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
合 計					

ウ 就農支援資金

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
合 計					

工 農業経営負担軽減支援資金

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
合 計					

才 畜産特別資金

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

ア 農業近代化資金

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
特別準備金 積 立	円	円	円	円	
合 計					

イ 農業改良資金

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
特別準備金 積 立	円	円	円	円	
合 計					

ウ 就農支援資金

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
特別準備金 積 立	円	円	円	円	
合 計					

工 農業経営負担軽減支援資金

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
特別準備金 積 立	円	円	円	円	
合 計					

才 畜産特別資金

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
特別準備金 積 立	円	円	円	円	
合 計					

群馬県知事

あて

前橋市亀里町1310番地

群馬県農業信用基金協会

会 長

印

群馬県特別準備金積立補助事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった平成 年度

群馬県特別準備金積立補助事業費補助金について、下記により概算払いされたく請求します。

記

区 分	交付決定額	概 算 払 請 求 額			残 額	備 考
		前回まで	今 回	計		
群馬県特別準備金積立補助事業費補助金	円	円	円	円	円	

(概算払いを必要とする理由)

(振込先)

金融機関名

振込口座番号

群馬県知事

あて

前橋市亀里町1310番地
群馬県農業信用基金協会
会 長

印

平成 年度群馬県特別準備金積立補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった平成 年度
群馬県特別準備金積立補助事業について、下記理由により計画内容を変更したいので、群馬県
特別準備金積立補助事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

注 別記様式第1号に準じて作成し、変更に係る部分を二段書きし、変更前を上段に()
書きする。

群馬県知事 へ

前橋市亀里町1310番地
群馬県農業信用基金協会
会 長

印

平成 年度群馬県特別準備金積立補助事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付決定のあった平成 年度群馬県特別準備金積立補助事業について、下記のとおり事業を実施したので、群馬県特別準備金積立補助事業費補助金交付要綱第6条の規定により報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

1 事業の目的

2 事業の内容

- (1) 基金協会の債務保証計画
ア 農業近代化資金

(単位：千円)

区 分	前 々 年 1 2 月 末 の 保 証 残 高	前 年 中 の 増 減		前年12月末 の 見 込 保 証 残 高
		保証引受額	償 還 等	
～前々年承認分	()	()	()	(0)
前年承認分	()	()	()	(0)
合 計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

- (注) 1 それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を () 書きすること。
2 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
3 千円未満の金額は、四捨五入とする。

イ 農業改良資金

(単位：千円)

区 分	前々年 12月末の 保証残高	前年中の増減		前年12月末 の見込 保証残高
		保証引受額	償還等	
～前々年承認分	()	()	()	(0) 0
前年承認分	()	()	()	(0) 0
合 計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

- (注) 1 それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を()書きすること。
 2 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 3 千円未満の金額は、四捨五入とする。

ウ 就農支援資金

(単位：千円)

区 分	前々年 12月末の 保証残高	前年中の増減		前年12月末 の見込 保証残高
		保証引受額	償還等	
～前々年承認分	()	()	()	(0) 0
前年承認分	()	()	()	(0) 0
合 計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

- (注) 1 それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を()書きすること。
 2 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 3 千円未満の金額は、四捨五入とする。

エ 農業経営負担軽減支援資金

(単位：千円)

区 分	前々年 12月末の 保証残高	前年中の増減		前年12月末 の見込 保証残高
		保証引受額	償還等	
～前々年承認分	()	()	()	(0) 0
前年承認分	()	()	()	(0) 0
合 計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

- (注) 1 それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を()書きすること。
 2 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 3 千円未満の金額は、四捨五入とする。

オ 畜産特別資金

(単位：千円)

区 分	前々年 12月末の 保証残高	前年中の増減		前年12月末 の見込 保証残高
		保証引受額	償還等	
～前々年承認分	()	()	()	(0) 0
前年承認分	()	()	()	(0) 0
合 計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

- (注) 1 それぞれ上段に信用基金の保険に付した保険金額残高を()書きすること。
 2 「償還等」には、代位弁済による減少を含む。
 3 千円未満の金額は、四捨五入とする。

(2) 融資機関との打合せ会議等開催計画

ア 貸出審査方針打合せ会議

会 議 内 容	開 催 時 期	参 集 者	参集人数	備 考

イ 代位弁済事故発生原因分析及び貸出審査能力向上打合せ会議

会 議 内 容	開 催 時 期	参 集 者	参集人数	備 考

(3) 基金協会の特別準備金積立計画
ア 農業近代化資金

(単位:千円)

区 分	前年12月末 保証事故 準備必要額 (A)	償却求償権 回収額 (1~3月) (B)	取り崩し額 (1~3月) (C)	当年度 積立額 (D=A+B-C)
1 債務保証損失引当金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) ×(自己リスク割合(注1))×(各年度平均残高事故率(注2)) ×(1 - 累計回収率(注3)) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) ×(自己リスク割合(注1))×(各年度平均残高事故率(注2)) ×(1 - 累計回収率(注3)) 大口個別案件に対応して算出した必要額 計	0			
2 保証責任準備金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額)×6/1000 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額)×1/100 計	0			
3 求償権償却引当金見合分 保険に付されているもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く) - 保険金相当額(償却 充当額を除く))×回収不能率(注4) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く))×回収不能率 計	0			
合 計	0			0

(注1) 自己リスク割合・・・保険に付されているもの 30%
保険及び再保証に付されていないもの 100%(以下同じ)

(注2) 当該事業年度前10年間の残高事故率の平均値であり、
各年度の 代位弁済額(元本)/期首保証残高(実残) の平均値(以下同じ)

(注3) 当該事業年度前10年間の累計回収率であり、
10年間の累計回収額(元本)/10年間の累計代位弁済額(元本)により算定(以下同じ)

(注4) 回収不能率は、求償権の平均回収期間(おおむね10年間程度)における累計回収額(元本)を
もとに次の計算例により算出する。

(平均回収期間を10年間とした場合の計算例)

$$\text{回収不能率} = 1 - (a + b + c) / 3$$

$$a = (11年前の代位弁済額の前期末までの回収累計(元本)) / (11年前の代位弁済額)$$

$$b = (12年前の代位弁済額の前々期末までの回収累計(元本)) / (12年前の代位弁済額)$$

$$c = (13年前の代位弁済額の前々々期末までの回収累計(元本)) / (13年前の代位弁済額)$$

上記の計算が困難な場合は、信用基金の保有するデータを用いることができる。

上記の計算の期間がない場合は、農業近代化資金で得た回収不能率を適用する。(以下同じ)

(注5) 大口保証案件に係るものを別途算定する場合は、大口保証案件の保証残高を差し引いた保証
残高をベースに算定し、大口保証案件に対応して算定した必要額を加算したものとする。(以下同じ)

(注6) 千円未満の金額は、四捨五入とする。(以下同じ)

イ 農業改良資金

(単位：千円)

区 分	前年12月末 保証事故 準備必要額 (A)	償却求償権 回収額 (1～3月) (B)	取り崩し額 (1～3月) (C)	当年度 積立額 (D=A+B-C)
1 債務保証損失引当金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 大口個別案件に対応して算出した必要額 計	0			
2 保証責任準備金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 6 / 1000 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 1 / 100 計	0			
3 求償権償却引当金見合分 保険に付されているもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く) - 保険金相当額 (償却充当額を除く)) × 回収不能率(注4) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く)) × 回収不能率 計	0			
合 計	0			0

ウ 就農支援資金

(単位：千円)

区 分	前年12月末 保証事故 準備必要額 (A)	償却求償権 回収額 (1~3月) (B)	取り崩し額 (1~3月) (C)	当 年 度 積 立 額 (D=A+B-C)
1 債務保証損失引当金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 大口個別案件に対応して算出した必要額 計	0			
2 保証責任準備金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 6 / 1000 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 1 / 100 計	0			
3 求償権償却引当金見合分 保険に付されているもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く) - 保険金相当額 (償却充当額を除く)) × 回収不能率(注4) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く)) × 回収不能率 計	0			
合 計	0			0

工 農業経営負担軽減支援資金

(単位：千円)

区 分	前年12月末 保証事故 準備必要額 (A)	償却求償権 回収額 (1~3月) (B)	取り崩し額 (1~3月) (C)	当年度 積立額 (D=A+B-C)
1 債務保証損失引当金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 大口個別案件に対応して算出した必要額 計	0			
2 保証責任準備金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 6 / 1000 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 1 / 100 計	0			
3 求償権償却引当金見合分 保険に付されているもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く) - 保険金相当額 (償却充当額を除く)) × 回収不能率(注4) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く)) × 回収不能率 計	0			
合 計	0			0

才 畜産特別資金

(単位：千円)

区 分	前年12月末 保証事故 準備必要額 (A)	償却求償権 回収額 (1~3月) (B)	取り崩し額 (1~3月) (C)	当 年 度 積 立 額 (D=A+B-C)
1 債務保証損失引当金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 大口個別案件で対応した保証残高) × (自己リスク割合(注1)) × (各年度平均残高事故率(注2)) × (1 - 累計回収率(注3)) 大口個別案件に対応して算出した必要額 計	0			
2 保証責任準備金見合分 保険又は再保証に付されているもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 6 / 1000 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末保証残高(実残) - 次年度約定償還予定額) × 1 / 100 計	0			
3 求償権償却引当金見合分 保険に付されているもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く) - 保険金相当額 (償却充当額を除く)) × 回収不能率(注4) 保険及び再保証に付されていないもの (前年12月末求償権残高(償却額を除く)) × 回収不能率 計	0			
合 計	0			0

3 補助金の額の算出

(1) 農業近代化資金

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額(基金協会の取得額)	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	0
F	$A - E$	0
G	$F \times 2 / 3$	0
H	県から内示された額	
I	G又はHのうち低い額(県の補助金)	
J	これまでに請求を保留した県の補助金の額	
K	$I + J$	0

(注) 千円未満の金額は、四捨五入とする。

(2) 農業改良資金

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額(基金協会の取得額)	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	0
F	$A - E$	0
G	県から内示された額	
H	F又はGのうち低い額(県の補助金)	
I	これまでに請求を保留した県の補助金の額	
J	$H + I$	0

(注) 千円未満の金額は、四捨五入とする。

(3) 就農支援資金

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額(基金協会の取得額)	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	0
F	$A - E$	0
G	県から内示された額	
H	F又はGのうち低い額(県の補助金)	
I	これまでに請求を保留した県の補助金の額	
J	$H + I$	0

(注) 千円未満の金額は、四捨五入とする。

(4) 農業経営負担軽減支援資金

(単位：千円)

	区 分	金 額
A	前年12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年4月から12月までの償却求償権回収額(基金協会の取得額)	
D	前年4月から12月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	0
F	$A - E$	0
G	$F \times 2 / 3$	0
H	県から内示された額	
I	G又はHのうち低い額(県の補助金)	
J	これまでに請求を保留した県の補助金の額	
K	$I + J$	0

(注) 千円未満の金額は、四捨五入とする。

(5) 畜産特別資金

(単位 : 千円)

	区 分	金 額
A	前年 1 2 月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	前年 4 月から 1 2 月までの償却求償権回収額 (基金協会の取得額)	
D	前年 4 月から 1 2 月までの特別準備金取崩額	
E	$B + C - D$	0
F	$A - E$	0
G	$F \times 2 / 3$	0
H	県から内示された額	
I	G 又は H のうち低い額 (県の補助金)	
J	これまでに請求を保留した県の補助金の額	
K	$I + J$	0

(注) 千円未満の金額は、四捨五入とする。

4 収支精算書

(1) 収入の部

ア 農業近代化資金

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
合 計					

イ 農業改良資金

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
合 計					

ウ 就農支援資金

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
合 計					

工 農業経営負担軽減支援資金

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
合 計					

才 畜産特別資金

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

ア 農業近代化資金

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
特別準備金 積 立	円	円	円	円	
合 計					

イ 農業改良資金

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
特別準備金 積 立	円	円	円	円	
合 計					

ウ 就農支援資金

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
特別準備金 積 立	円	円	円	円	
合 計					

工 農業経営負担軽減支援資金

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
特別準備金 積 立	円	円	円	円	
合 計					

才 畜産特別資金

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
特別準備金 積 立	円	円	円	円	
合 計					